

「平成 18 年度金融庁政策評価実施計画」に対する意見募集の結果（平成 18 年 11 月）及び対応方針

（特定の政策項目についての意見）

番号	意見の該当箇所	意見の概要	回答
1	<p>政策Ⅲ－２－（１）－② 「金融行政の透明性・予測可能性の向上」 〈重点施策〉 ○ 行政処分の公表</p>	<p>透明性・予測可能性を向上させるためには、結果である「行政処分事例集」に加え、行政処分を公正に実施するために策定されているはずの内部ルールを公表すべきである。従って、参考指標として、「行政処分に関するルールの公表状況」を入れるべきである。</p>	<p>行政処分の基準を含めた金融庁としての考え方に関しては、既に、平成 19 年 3 月に「金融上の行政処分について」として公表しましたので、「行政処分に関するルールの公表状況」を改めて政策評価実施計画に掲げることは適当でないと考えております。</p> <p>なお、より詳細な行政処分の基準を開示することについては、①そもそも行政処分の対象となりうる個々の違反事例は区々であり、それらを類型化して詳細かつ統一的な基準を示すことは困難であること、②行政処分の発動に際しては、正確な事実認定を行った上で、それぞれの業法に基づき、業態内・業態間の整合性に十分配慮しつつ検討を行っていますが、その細かい検討過程や処分の内容を決定する基準を開示することは、処分を軽減又は回避する行為を誘発する可能性があること、等から適切ではないと考えます。</p> <p>（監督局総務課）</p>